

栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、販売先から放射能検査結果の提出を求められていたことや栃木県の放射能対策作業マニュアルにおいてもおが粉の購入時における汚染状況の確認が求められていること等を考慮し、平成31年3月までに実施した製品検査費用（測定費用、送料）及び原木の高圧洗浄作業に要した費用（人件費増加分、水道料増加分、フォークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成23年5月から平成29年5月までのもの。）のほか、平成30年4月から平成31年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X組合（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金3,230,767円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年4月7日

(仲介委員 竹原 虎之助)

(別紙)

令和〇年(東)第〇号

損害項目		対象期間	金額
検査費用(物)	放射能測定費	平成30年4月5日 ～平成31年3月5日	¥1,058,400
追加的費用	送料	平成30年3月6日 ～平成31年3月5日	¥73,620
	人件費 (臨時作業員分)	平成30年4月25日 ～平成31年3月30日	¥1,000,100
	水道料金 かかり増し分	平成30年5月1日 ～平成31年3月28日	¥28,283
	フォークリフト リース料	平成23年5月31日 ～平成29年5月10日	¥864,360
逸失利益		平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	¥206,004
合計(和解金)			¥3,230,767